

### Ⅲ-税務

145 税効果会計に関して述べた記述のうち、最も適切なものはどれか。

- a) 課税所得と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続きである
- b) 将来減算一時差異は、当年度の課税所得の計算上、加算されることによって、当年度の税額を減少させると考えられる
- c) 一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額も含め、繰延税金資産又は繰延税金負債に計上しなければならない
- d) 税務上の繰越欠損金は、当該課税所得からの減額が認められ将来の法人税等の軽減効果を期待できることから、繰延税金資産を計上することができる

146 税効果会計の対象とならない永久差異項目として、正しいものはどれか。

- a) 繰越欠損金
- b) 未払事業税
- c) 減価償却累計額
- d) 寄附金

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：d

企業会計における収益又は費用と、課税所得計算上の益金又は損金の認識時期の相違等により、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続きを「税効果計算」という。

この計算において、貸借対照表上の資産・負債と課税所得計算上の資産・負債との間の差額を「一時差異」という。そして、翌年度以降の課税所得の計算上、減算されることによって税額を減少させる一時差異を「将来減算一時差異」という。また、一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債に計上される。

選択肢 (a)、(b)、(c) は適切ではない。一方で、税務上の繰越欠損金は、当該課税所得からの減額が認められ将来の法人税等の軽減効果を期待できることから、繰延税金資産を計上することができる。

したがって、正解は (d) となる。

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：d

税務上と会計上の認識の差異には永久差異と一時差異がある。このうち永久差異とは、会計上の収益（又は費用）と税務上の益金（又は損金）の差異が永久に解消されないものを指すのに対して、一時差異とは、会計上の資産（又は負債）と税務上の資産（又は負債）の金額のズレに起因するもので、一定期間経過後には解消される。税効果会計の対象となるのはこの一時差異についてであり、永久差異項目は対象外である。永久差異項目は以下の通りとなる。

(1) 法人税上損金とならない費用項目

- ・ 交際費（税務上の限度超過額）
- ・ 寄附金（税務上の限度超過額）
- ・ 法人税／住民税
- ・ 延滞税／罰料金／損金とならない延滞金等

(2) 法人税法上益金とならない収益項目

- ・ 受取配当等の益金不算入額等

したがって、正解は (d) となる。